6　規則第九十九条第二項第一号の農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を差し引いて得た金額とする。

一　全損耕地に係る耕地別基準生産金額（規則第九十九条第四項に規定する耕地別基準生産金額をいう。以下同じ。）の合計に、全損耕地補償割合を乗じて得た金額

二　移植不能耕地に係る耕地別基準生産金額の合計に、次の表の上欄に掲げる規則第九十二条の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額

組合員等が申し出た割合	割合
百分の九十	百分の三十五
百分の八十	百分の三十
百分の七十	百分の二十五

7　規則第九十九条第三項第一号ロの農林水産大臣が定める割合は、次の表の上欄に掲げる規則第九十二条の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

組合員等が申し出た割合	半損耕地補償割合
百分の九十	百分の七十
百分の八十	七十分の四十七
百分の七十	十四分の九

8　規則第九十九条第三項第一号ロの農林水産大臣が定めるところにより算定される金額（以下「半損耕地生産金額」という。）は、半損耕地ごとに当該半損耕地の耕地別基準生産金額の二分の一に相当する金額とする。

9　第二項及び第四項の規定にかかわらず、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号。以下「担い手法」という。）第二条第四項に規定する対象農業者（以下「対象農業者」という。）が耕作する麦に係る全損耕地減収量及び半損耕地減収量は、第二項又は第四項の規定の例により算定された数量から、担い手法第三条第一項第一号に掲げる交付金（以下「営農継続支払交付金」という。）に相当する数量を差し引いて得た数量とする。

10　第六項の規定にかかわらず、対象農業者が耕作する麦に係る規則第九十九条第二項第一号の農林水産大臣が定めるところにより一定の調整を加えて算定される金額は、第六項の規定の例により算定された金額から営農継続支払交付金に相当する金額を差し引いて得た金額とする。

11　第八項の規定にかかわらず、対象農業者が耕作する麦に係る半損耕地生産金額は、第八項の規定の例により算定された金額に営農継続支払交付金に相当する金額を加えて得た金額とする。

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第六百三十号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十七条第二項及び附則第八条第一項の規定に基づき、同令第九十七条第二項及び附則第八条第一項の規定による減収量の調整の方法を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

1　農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第九十七条第一項第一号に掲げる方法により減収量（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第百三十八条第一項の減収量をいう。以下同じ。）を算定する場合についての規則第九十七条第二項の規定による減収量の調整は、組合員等（法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）ごとに、第一号に掲げる数量から第二号に掲げる数量を差し引いてするものとする。

一　規則第九十七条第一項第一号に掲げる方法により算定された減収量

二　移植不能耕地（規則第九十六条第二項に規定する移植不能耕地をいう。以下同じ。）の耕地別基準収穫量（同項に規定する耕地別基準収穫量をいう。以下同じ。）の合計に、次の表の上欄に掲げる同条第一項第一号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量

組合員等が申し出た割合	割合
百分の十	百分の四十五
百分の二十	百分の四十
百分の三十	百分の三十五

2　規則第九十七条第一項第二号に掲げる方法により減収量を算定する場合についての同条第二項の規定による減収量の調整は、組合員等ごとに、第一号に掲げる数量から第二号に掲げる数量を差し引いてするものとする。

一　規則第九十七条第一項第二号に掲げる方法により算定された数量

二　移植不能耕地の耕地別基準収穫量の合計に、次の表の上欄に掲げる規則第九十六条第一項第二号の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数量

組合員等が申し出た割合	割合
百分の二十	百分の四十
百分の三十	百分の三十五
百分の四十	百分の三十

3　規則附則第八条第一項の規定による移植不能耕地の減収量の調整は、当該移植不能耕地の耕地別基準収穫量に、次の表の上欄に掲げる同条第二項の規定により組合員等が申し出た割合ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じてするものとする。

組合員等が申し出た割合	割合
百分の三十	百分の六十五
百分の四十	百分の七十
百分の五十	百分の七十五

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第六百三十一号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百七条第四項の規定に基づき、同項の規定による肉豚の価額の算定の方法を次のように定める。

平成三十年三月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健